

所 管 事 項 調 査
(分掌事務及び事務の現況について)

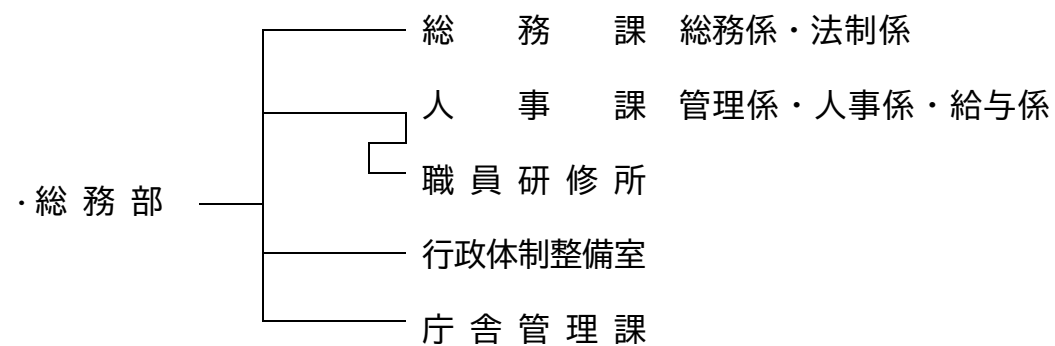
目 次

	ページ
1 機 構	2
2 職 員	2～3
3 分掌事務等	4～6
4 所管事務の現況等	
総務課	7～10
人事課	11～13
職員研修所	13
行政体制整備室	14～15
庁舎管理課	16
職員倫理監察指導監	17
公平委員会	18

総 務 部・職員倫理監察指導監・公平委員会

令 和 8 年 6 月

1 機 構



・職員倫理監察指導監

・公平委員会 ————— 事務局

2 職 員

総 務 部 長	水 蘆 崇
理 事（行政経営担当）	小 川 明 徳
政策監（人材育成・新市役所創造担当）	若 村 隆

課 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
総 務 課（１４人） ※総務課付（長崎県市長会派遣）２名を含む。	課 長	中 嶋 昌 彦	主 幹 総 務 係 長 法 制 係	知 花 勇 貴 富 永 亮 渉 浦 介
人 事 課（２４人）	課 長	山 口 英 俊	課 長 補 佐 管 理 係 長 人 事 与 係	馬 場 裕 子 長 野 早 紀 高 屋 一 郎 山 田 琢 也
職 員 研 修 所（３人）	所 長	吉 田 陽 子		
行 政 体 制 整 備 室（８人） ※行政体制整備室付（総務省派遣）１名を含む。	室 長	牟 田 幹 子	係 長 係	若 杉 直 樹 水 田 義 規
庁 舎 管 理 課（７人）	課 長	栗 脇 善 朗	係 長	川 上 真 由 美
合 計	５９人			
職 員 倫 理 監 察 指 導 監		水 蘆 崇 （総務部長兼務）		
公 平 委 員 会 事 務 局	事 務 局 長	中 嶋 昌 彦（総務課長兼務）		

3 分掌事務等

課、室等	分 掌 事 務
総 務 課	(1) 部の統括に関すること。 (2) 議会に関すること。 (3) 条例、規則等の制定改廃及び法令等の解釈に関すること。 (4) 例規集の編集及び配布に関すること。 (5) 公告式に関すること。 (6) 不服申立て、訴訟、和解、調停等の統括に関すること。 (7) 市の区域の変更に関すること。 (8) 市長及び副市長の事務の引継ぎに関すること。 (9) 公印の総括管理に関すること。 (10) 文書事務の指導、統制及び管理に関すること。 (11) 文書の收受、発送及び保存に関すること。 (12) 情報公開に関すること。 (13) 個人情報保護に関すること。 (14) 特定個人情報保護に関すること。 (15) 職員の福利厚生に関すること。 (16) 職員互助会に関すること。 (17) 部長会議に関すること。 (18) 個人情報保護・情報公開審査会、個人情報保護審議会及び行政不服審査会に関すること。 (19) 行政体制整備室及び公平委員会に係る予算の経理に関すること。 (20) 他の所管に属しない事務に関すること。 (21) 市長会との連絡調整に関すること。 (22) 部内事務の連絡調整に関すること。

課、室等	分 掌 事 務
人 事 課	(1) 職員の勤務時間その他勤務条件に関する事。 (2) 職員団体及び職員の労働組合に関する事。 (3) 職員の配置に関する事。 (4) 職員の任免、分限、懲戒、服務その他身分に関する事。 (5) 職員の旅費に関する事。 (6) 職員の公務災害補償等に関する事。 (7) 職員の給与及び児童手当に関する事。 (8) 職員の退隠料、退職年金等に関する事。 (9) 職員の安全管理及び衛生管理に関する事。 (10) 職員の交通事故の対策及び処理に関する事。 (11) 公用車の安全運転管理に関する事。 (12) 公益通報者保護制度に関する事（自治振興課の所管に係るものを除く。）。 (13) 職員表彰に関する事。 (14) 職員宿舎に関する事（維持補修に関する事を除く。）。 (15) 市町村職員共済組合との連絡調整に関する事。 (16) 職員懲戒審査委員会、特別職報酬等審議会、公務災害補償等認定委員会、公務災害補償等審査会、政治倫理審査会、退職手当審査会、職員分限懲戒審査会及びハラスメント調査等審議会に関する事。 (17) 職員研修所に係る庶務、予算の経理及び連絡調整に関する事。 (18) 職員倫理監察指導監の庶務に関する事。
職員研修所	(1) 職員研修の企画及び実施に関する事。

課、室等	分 掌 事 務
行政体制整備室	(1) 行政改革の推進に係る総合的な調整に関すること。 (2) 組織管理及び事務の配分に関すること。 (3) 職員の定数管理に関すること。 (4) 指定管理者制度に関すること。 (5) 行政改革審議会に関すること。 (6) 長崎市附属機関に関する条例別表第2に規定する類型の附属機関の総合的な調整に関すること。 (7) 業務改善の推進に関すること。
庁舎管理課	(1) 庁内の管理及び取締りに関すること。 (2) 庁内案内に関すること。 (3) 庁舎の維持管理及び職員宿舎の維持補修に関すること。 (4) 全国市有物件災害共済会（自動車）及び自動車損害賠償責任保険の契約に関すること。 (5) 公用車駐車場建設及び旧庁舎解体に関すること。 (6) 市庁舎の展望スペース及び屋上庭園の利用及び活用の促進に関すること。
職員倫理 監察指導監	(1) 職員の職務に係る倫理の保持、職員相談及びサービスの考査に関する事務を掌理し、又は処理し、必要に応じ関係職員を指揮監督すること。 (2) 長崎市職員倫理条例第6条第1項に規定する倫理監督者との連絡調整に関する事務を処理すること。 (3) 職員が処理し、又は処理した各種の協議会等の会計に関する事務を監察し、必要に応じ関係職員を指揮監督すること。
公平委員会	(1) 職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分についての審査請求を審査し、並びにこれについて必要な措置を講ずること。 (2) 職員の苦情を処理すること。 (3) その他法律に基づきその権限に属する事務に関すること。

4 所管事務の現況等

総務課

事 項	内 容	参 考
(総 務 係)		
公印の管守	市長の公印を管守しており、各課が作成した文書に押印させている。	(根拠規定) 長崎市公印規則
文書の收受、発送及び保存	1 市役所に到達する文書を收受し、各課へ配布している。 2 各課が発送する文書を取りまとめ、郵送の手続きをとっている。 3 保存を要する文書は、各課からの依頼により書庫に、20年(長期)、10年、5年等の保存区分に従い保存している。また、保管又は保存が満了した文書の選別を行い、歴史公文書として保存をする。	・年間郵送取扱件数 (令和7年度) 2,980,597通 (月平均 約248,383通) ・年間郵便料(令和7年度) 306,970,792円 ・書庫容量 8533.63fm
情報公開制度及び市政資料コーナー	情報公開の総合窓口として、行政文書の公開に係る連絡調整及び情報提供を行っている。 また、市政資料コーナーで市政資料を市民等の閲覧に供している。	(根拠規定) 長崎市情報公開条例
個人情報保護制度	個人情報及び特定個人情報保護制度の総合窓口として、個人情報の取扱い及び自己情報の開示請求等に係る庁内における連絡調整を行っている。	(根拠規定) 個人情報の保護に関する法律 長崎市個人情報の保護に関する法律 施行条例
個人情報保護審議会	個人情報及び特定個人情報の取扱いに関して、実施機関からの諮問に対し、答申等を行っている。	(根拠規定) 長崎市個人情報の保護に関する法律 施行条例

事 項	内 容	参 考
個人情報保護・情報公開審査会	個人情報保護・情報公開審査会を設置し、情報公開、個人情報及び特定個人情報保護制度に基づく非公開決定等に関する審査請求（不服申立て）について、実施機関からの諮問に対し、調査審議を行っている。	（根拠規定） 長崎市個人情報保護・情報公開審査会条例
ファイリングシステムの維持管理	ファイリングシステムを維持管理するため、巡回点検指導等を行っている。	
職員互助会に関すること	互助会会員への給付金及び補助金等の支給並びにグループ保険及び全国市長会の任意共済保険等の取扱いを行っている。	名称 長崎市職員互助会 設立 昭和37年12月1日 根拠法 地方公務員法 長崎市職員互助会条例 組織 理事長 1人 （柴原副市長） 評議員会 24人 （理事8人、監事2人、 評議員14人） 会員数 4,021人 （令和8年5月1日）

事 項	内 容	参 考
(法 制 係) 議 案 の 作 成	1 市議会に付議する議案のうち、予算関係議案を除き、全て起案、作成している。 2 議案作成事務の手順 (1) 所管部局長から総務部長あてに付議を依頼する。 (2) 制定する条例のうち重要な条例議案は、例規審査委員会を開催し、内容審査を経た後に起案、その他は直ちに起案し、市長の決裁を得る。	長崎市例規審査委員会 委 員 長 総務課長 その他の委員 16人 (根拠規定) 長崎市例規審査委員会規程
規則等の制定及び 改廃	1 所管部局長からの依頼により制定・改廃の手続をとる。 2 その事務手順は、概ね議案作成の事務手順と同様である。	
公 告 式	長崎市公告式条例及び長崎市公告式規則の規定に基づき、条例・規則の公布、規程の公表、その他法令による告示・公告を市の公式ホームページに設置した電子掲示場に掲示して行っている。	
訴 訟 の 統 括	訴訟事件の所管課からの合議文書により、事件の概要を掌握するとともに、当該訴訟の進行状況に応じ、指導・助言を行っている。	
行 政 不 服 審 査 会	行政不服審査会を設置し、行政不服審査制度に基づく行政処分に対する審査請求(不服申立て)について、審査庁からの諮問に対し、答申を行う。	(根拠規定) 長崎市行政不服審査法施行条例

事 項	内 容	参 考
賠 償 審 査 の 統 括	1 法律上市の義務に属する損害賠償については、当該事件の所管課からの合議文書により事件の概要を掌握するとともに、交渉等の進行状況に応じ、指導・助言をしている。 2 法律上市の義務に属する損害賠償については、賠償審査委員会を開催し、審査の上、その可否等を決定し、直近の議会に議案又は報告案件として提出している。	長崎市賠償審査委員会 委員長 柴原副市長 副委員長 渡部副市長 その他の委員 5人 (根拠規定) 長崎市賠償審査委員会規程
法 的 問 題 の 統 括 及び法令等の解釈	所管課において発生した法的問題の相談を受け、その解釈を行うとともに、専門的知識が必要なものについては、顧問弁護士との連絡調整を図ること等により、当該事案に係る指導・助言を行っている。	顧問弁護士 2人 福崎 博孝 戸田 久嗣
法制執務能力向上 のための研修等 に関すること	職員の法務能力向上のため、職員を対象として次に掲げる研修を実施することとしている。 ・ 地方自治法、民法を中心とした法務研修等	

人 事 課

事 項	内 容	参 考
(管 理 係) 職員の勤務条件について 職員団体等に関する ことについて 特別職報酬等審議会 について 職員の安全管理、衛 生管理及び交通事故 対策に関するること について 公務災害補償につい て	職員の勤務時間、休日、休暇等勤務条件に関する事務を行う。 職員団体等との団体交渉等に関する事務を行う。 特別職報酬等審議会の開催に関する事務を行う。 健康診断の実施とその事後措置に関する事務を行う。 安全衛生教育の実施及び安全衛生委員会に関する事務を行 う。 事故防止のための教育研修及び職員の安全運転啓発研修に 関する事務を行う。 職員の公務上又は通勤途上における災害補償に関する事務を 行う。	
(人 事 係) 職員の配置について 職員の任免について	職員の配置転換等（人事異動）に関する事務を行う。 職員の採用及び退職に関する事務を行う。	

事 項	内 容	参 考
職員の分限、懲戒処分について	職員の分限及び懲戒処分に関する事務を行う。	
職員倫理に関することについて	市長等政治倫理条例及び職員倫理条例の運用並びに政治倫理審査会の開催に関する事務を行う。	
公益通報者保護制度について	公益通報者保護制度に関する事務を行う。	
職員表彰について	職員表彰に関する事務を行う。	
人事戦略について	人事戦略に関する事務を行う。	
エンゲージメントについて	エンゲージメントに関する事務を行う。	
(給 与 係)		
職員の給与の支給について	職員の給与等支給事務及び給与制度に関する事務を行う。	
職員の旅費について	職員の旅費に関する事務を行う。	

事 項	内 容	参 考
長崎県市町村職員共済組合との連絡調整等に関することについて	長崎県市町村職員共済組合に関する事務を行う。	名 称 長崎県市町村職員共済組合 設 立 昭和37年12月 1 日 根拠法 地方公務員等共済組合法 業務運営 組合会 議員数 20人 理事長 1人 (東彼杵町長 岡田 伊一郎) 理 事 5人 議 員 14人
退職料・退職年金等に関することについて	長崎市職員退職年金条例に基づく退職料・退職年金等の決定及び支給に関する事務を行う。	

職員研修所

事 項	内 容	参 考
職員研修について	職員研修の企画及び実施に関する事務を行う。	

行政体制整備室

事 項	内 容	参 考
行財政改革の推進について	行財政改革に係る計画の策定及び推進など、行財政改革に係る総合的な調整を行う。	長崎市行財政改革推進本部 本部長 市長 副本部長 副市長 本部員 部長等 計 26 人
行政改革審議会について	行政改革審議会に係る庶務を行う。	長崎市行政改革審議会 商工業関係団体代表者等市政について優れた識見を有する者 公募市民等 19 人以内
行政組織について	組織改正、各所属の所掌事務の見直しなど、組織管理及び事務の配分に関する事務を行う。	
附属機関について	附属機関の設置及び廃止に係る総合的な調整を行う。	
職員の定数管理について	各所属の職員数の適正化など、職員定数の適正な管理を行う。	
指定管理者制度について	指定管理者制度に係る総合的な調整を行う。	
外郭団体等について	外郭団体等に係る総合的な調整を行う。	
権限移譲について	権限移譲事務の受入れに係る総合的な調整を行う。	
マイナンバー制度について	マイナンバー制度の利活用に係る総合的な調整を行う。	
業務改善について	業務改善に係る総合的な調整を行う。	

事 項	内 容	参 考
重点プロジェクト(新市役所創造プロジェクト)について	重点プロジェクト（新市役所創造プロジェクト）に係る総合的な調整を行う。	

庁舎管理課

事 項	内 容	参 考
庁内の管理及び取締りについて	市庁舎及び地下駐車場の管理及び取締りに係る事務を行う。	
市民利用スペースについて	市庁舎の多目的ホールや市民利用会議室等の管理に係る事務を行う。	
庁内案内について	市庁舎の案内サイン等について調整及び管理を行う。	
庁舎の維持管理について	本庁舎の維持管理及び地域センター庁舎の維持補修に係る事務を行う。	
職員宿舍の維持補修について	高島地域センター所長宿舍及び外海地域センター池島事務所係長宿舍の維持補修に係る事務を行う。	
公用車の保険について	公用車に係る全国市有物件災害共済会及び自動車損害賠償責任保険の契約に関する事務を行う。	
集中管理公用車の管理について	集中管理公用車の管理に関する事務を行う。	
公用車駐車場建設及び旧庁舎解体について	旧市庁舎本館及び別館を解体し、別館跡地に公用車駐車場を建設する。	
市庁舎の展望スペース及び屋上庭園について	市庁舎の展望スペース及び屋上庭園の利用及び活用の促進に関する事務を行う。	

職員倫理監察指導監

事 項	内 容	参 考
職員の職務に係る倫理の保持について	職員の職務に係る倫理の保持の適正な運営を図るため、倫理監督者と連絡調整を行いながら、必要に応じ職員を指揮監督する。	
職員相談について	職員及びその家族から職場及び個人の問題について相談の申し出があった場合、速やかに相談に応じ相談事項の解決に協力する。	
サービスの考査について	申し出に応じて職員の勤務状況等の把握及び適正な措置を行い、任命権者から職員のサービスについて考査の依頼があったときに考査を実施し、結果を報告する。	
公金管理状況等の監察について	職員が処理し、又は処理した各種の協議会等の会計に関する事務を監察し、必要に応じ関係職員を指揮監督する。	

公平委員会

事 項	内 容	参 考
勤務条件に関する措置要求の審査等	職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を講じている。	長崎市公平委員会 委 員 3人 委員長 森永 正之 委 員 山口 大輔 // 塩田 淑文 事務局 4人 事務局長 1人（兼務） 事務職員 3人（兼務）
不利益処分の審査請求に対する裁決	職員に対する不利益な処分についての審査請求を審査し、当該事案に対する裁決を行っている。	
職員の苦情処理	職員からの勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談を受け、任命権者等への調査等を行い、相談者に助言等を行うほか、関係当事者に対し、指導その他の必要な措置を行っている。	
法律に基づきその権限に属する事務	管理職員等の範囲を定めるとともに、職員団体の登録を行っている。	